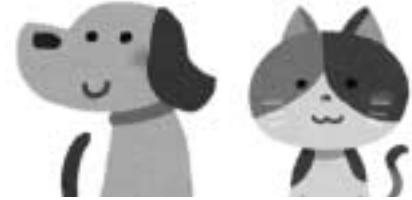




9月20日(火)～26日(月)は動物愛護週間

ペットはマナーを守って 飼いましょう



問い合わせ 環境整備課 ☎ 2154

ペットは気持ちに安らぎをもたらし、生活に潤いを与えることから、家族の一員として多くの家庭で飼われています。しかし、一部の飼い主のマナーが十分でないため、周辺住民にさまざまな迷惑がかかり、多くの苦情や相談が寄せられています。

動物が好きな人もいれば、そうでない人もいます。人と動物が共に生きていける社会の実現には、飼い主のモラルとマナーが必要です。

- 犬の放し飼いは、人に恐怖感を与えたり、交通事故につながるおそれもあります。昼夜を問わず必ずつないで飼いましょう。また、散歩させるときや公園などでも適切な長さの引綱やリードでつなぎましょう。
- 犬の鳴き声は周辺住民への迷惑になります。訪問者などが見えない場所へ犬舎を移動させたり、無駄吠えをさせないよう、しつけ下さい。
- 猫は上下に動ける空間にトイレや爪とぎのできる場所を作ることなく飼うことができます。猫は屋内でもストレスをためることなく飼いましょう。
- 猫は決まった場所でフンをする習性があります。自宅に専用のトイレを備え、トイレのしつけをしましょう。トイレの数は猫の数+1が理想です。
- 生まれる命に責任が持てないのであれば、不妊・去勢手術などの繁殖制限措置を行いましょう。
- 無責任なエサやりは、不幸なのら猫を増やす原因となります。また、ごみステーションを荒らしたり、いたずらをしたりして、周辺住民への迷惑となります。
- エサを与えるなら愛情と同じだけの責任が必要です。飼う意志がないのであれば、エサをあげてはいけません。

問い合わせ 公衆衛生推進協議会 ☎ 2112

犬のフンの持ち帰りや、のら猫へのえさやり禁止を啓発するため、公園や道路などの公共施設に設置する看板を無料で配布しています。

看板の必要な方は、各地区の公衆衛生推進委員または環境保健協力員を通じて、公衆衛生推進協議会に申し込んでください。

啓発用看板を配布しています



飼い犬の登録を忘れずに

狂犬病予防法により、犬を取得した日（生後90日以内の大を取得した場合にあっては、生後90日を経過した日）から30日以内に登録が必要です。登録は、環境整備課または市指定の獣医師のいる動物病院で行ってください。（登録手数料3,000円）

また、犬の死亡、飼い主の変更、飼い主や犬の所在地の変更など、飼い犬の登録事項に変更があった場合は、環境整備課で手続きを行ってください。

狂犬病予防注射は年1回

毎年1回、狂犬病予防注射を受けさせる必要があります。まだ予防注射を受けさせていない方は、市指定の獣医師のいる動物病院で予防注射を受け、注射済票交付の申請手続きを行ってください。（注射済票交付手数料550円）

また、市指定の獣医師のいる動物病院以外で予防注射を受けさせた場合は、その病院が発行する「注射済証（注射証明書）」を持参の上、環境整備課で手続きを行ってください。

なお、交付された注射済票は首輪などに装着してください。

* 動物病院では別途、注射料金が必要です。

鑑札をつけましょう

飼い犬を登録したときに鑑札を交付します。狂犬病予防法で鑑札の装着が義務付けられていますので、必ず首輪などに装着してください。

場合は、環境整備課に届け出でください。



狂犬病とは

狂犬病ウイルスに感染した犬や小動物にかまれ、狂犬病ウイルスに感染することで引き起こされます。人がかまれてから発症するまでの潜伏期間中は、感染の有無の診断が難しく、発症すると中枢神経が侵され、致死率がほぼ100%の大変恐ろしい病気です。日本では昭和32年を最後に狂犬病は発生していませんが、近年、動物の国際間での往来が増えており、再び日本で発生することも考えられます。あなたの大切な犬を感染させないためにも、必ず予防接種を受けさせましょう。

鑑札・注射済票の交付が受けられる動物病院

動物病院	所在地	問い合わせ
大竹動物病院	油見3丁目16番9号	☎ 53-5441
みどり動物病院	北栄4番16号	☎ 52-1186
のざか動物病院	廿日市市宮島口西2丁目3番29号	☎ 0829-56-0073
メリーア動物病院	廿日市市大野土井995番地の4	☎ 0829-55-1515
エナミ動物病院	廿日市市宮内978番地の5	☎ 0829-39-3338
むつみ動物病院	廿日市市宮内1067番地の2	☎ 0829-38-6230
松村動物病院	廿日市市宮内4317番地の5	☎ 0829-30-7770
廿日市動物病院	廿日市市串戸3丁目2番30号	☎ 0829-31-1200
鎌倉総合動物病院	廿日市市佐方本町4番24号	☎ 0829-32-5435
たむら動物病院	広島市佐伯区吉見園7番16号	☎ 082-924-5812
大野中央もみじ動物病院	廿日市市大野中央4丁目9番38号	☎ 0829-50-0012

犬・猫の引き取りなどの相談は 県動物愛護センターへ

問い合わせ 県動物愛護センター ☎ 0848-6511

県では、犬・猫の安い引き取りを防止するため、各市町へ出向いての引き取りを平成27年3月末で廃止しました。現在は、県動物愛護センターで犬・猫の引き取り業務を行っています。引き取りなどの相談については、県動物愛護センターへ直接連絡してください。

引き取った犬・猫は、原則として安楽死処分されます。最後まで、愛情と責任を持って飼いましょう。

○犬を散歩させるときはスコップとビニール袋などを持ち、必ず飼い主がファンを持ち帰りましょう。



○のら犬・のら猫への無責任なエサやりは、不幸なのら猫を増やす原因となります。また、ごみステーションを荒らしたり、いたずらをしたりして、周辺住民への迷惑となります。

